

訪中外国人の手續簡易化

日本を含む 38 カ国のビザ免除国の一般旅券を所持し、商業・貿易、観光、親族訪問、交流・訪問、トランジットを目的として中国滞在 30 日以内とする外国人に対し、中国は入国ビザを免除しています（2024 年 11 月 30 日から 2025 年 12 月 31 日まで）。中国国務院によると、2024 年第 3 四半期に中国へ入国した外国人は前年同期比 48.8%増の 818 万 6000 人で、うちビザ免除で入国した外国人は前年同期比 78.6%増の 488 万 5000 人とこのことで、今後も訪中外国人の数はますます増加していくと予想されます。

なお上記ビザ免除条件を満たさない外国人は、引き続き入国前にビザを取得する必要があります。主に 30 日を超える商業・貿易活動が目的の場合は「M(商業・貿易活動)」ビザ、就労目的の場合は「Z(就労)」ビザの申請が必要となります。

また、国家移民局は 2024 年 7 月 12 日から中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区で電子口岸ビザ（通称「E-visa」）を試験的に発行することを決定しました。



上図：臨港新片区「滴水湖」周辺。16 号線滴水湖駅より徒歩 5 分。浦東国際空港より車で約 30 分。

滴水湖で夜間開催されているライトショーの動画を以下のリンクよりご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/shorts/91dq1Tozm-w>

その後 E-visa の運用地域は 2024 年 10 月 26 日時点で浦東新区全域に拡大され、新区の投資と貿易自由化のレベルを向上させるために、上海市公安局出入国管理局では 30 万社以上の適格企業に対して政策推進と関連手続きが実施されました。

なお E-visa のビザ申請から入出国までの流れは次の通りです。まず、浦東新区管理委員会によって備案審査された招聘組織が上海市公安局出入国管理局の電子政府プラットフォームにログインし、申請者に代わって申請情報を送信します。上海市公安局出入国管理局が受理、審査後、ビザ要件を満たす外国人に対して、E-visa を発行します。E-visa が発行された後、招聘組織は上記プラットフォームにログインし、「中華人民共和国電子口岸査証確認書」PDF 電子ファイルをダウンロードして申請者へ送信します。申請者はあらかじめ上記確認書をスマートフォン等の電子機器にダウンロードして保存するか、自分で印刷してから渡航し、入国審査官へ提示します。E-visa は紙のビザと同じ法的効力を持ち、入国 1 回目まで有効で、入国有効期限は 15 日間、居留許可取得前の滞在期間は 30 日未満、入国場所は上海市内の対外開放口岸、出国場所は全国任意の対外開放口岸となります。

E-visa の対象となっているビザの種類は、「F(交流、訪問)」、「M(商業・貿易活動)」、「R(高度外国人材)」、「Z(就労)」、「S2(在留資格を持つ外国人の家族、またはその他の私的理由により中国に滞在・180 日



以内)となっております。

電子化の普及拡大

前回、前々回の FCG 中華圏ニュースレターでもご紹介の通り、中国国内にて就労許可を新規申請・変更・延長する外国人へ発行される「電子社会保障カード」、高速鉄道利用料電子発票が運用開始されました。そのほか、各地で試行されておりました全面数値化電子発票の全国普及（国家税務総局公告 2024 年第 11 号）も 2024 年 12 月 1 日より施行開始されています。

これまでの紙ベース運用と比較して利用者側のコストや手間は削減され企業活動における利便性は向上しております。一方、これら電子化普及による当局の労務・徴税管理はますます容易となっていくと予想されます。当局への申請、届出、報告業務については状況に応じて専門家への相談も適時ふまえながら慎重に対応を進める必要があります。

二維碼 標號 电子发票 (增值税专用发票) 发票号码: 开票日期:

名称: 统一社会信用代码/纳税人识别号: 名称: 统一社会信用代码/纳税人识别号:

合计 价税合计 (大写) (小写)

开票人:

国内运输地址: 电子发票 (航空运输电子客票行程单) 二維碼 发票号码: 开票日期:

旅客姓名	身份证件号码	备注
承运人	航班号	座位等级
日期	时间	客票类别/客票类型
票号	票面金额	退票费比例
票额	票价	燃油附加费
附加费	增值税税率	增值税税额
其他费用	其他费用	合计

电子发票号码: 验证码: 综合信息: 保险费:

开票单位名称: 开票单位: 开票日期:

购票单位名称: 统一社会信用代码/纳税人识别号:

(左：増値税専用発票様式。右：航空チケット電子発票様式。国家税務総局公告 2024 年第 11 号にて高速鉄道利用料電子発票様式も含め全 25 種の電子発票様式が公告されている。)

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢 (上海) 有限公司)

<p>北京分公司 北京市朝陽区農光南里 1 号楼龍輝大厦 12 楼 (創富港) 12002 室 電話: +86-131-6731-4021 担当: 坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com</p>	<p>蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路 135 号融盛商務中心 1 号 2113 室 2122 单元 電話: +86-512-6255-0697 担当: 高橋 (TAKAHASHI) mi.takahashi@faircongrp.com</p>
<p>上海總公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 粟村 (AWAMURA) 日本国公認會計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>	<p>成都分公司 四川省成都市成華區雙慶路 10 号華潤大厦 32 層 3243 室 電話: +86-28-6115-7211 担当: 大浦 (OURA) da.oura@faircongrp.com</p>
<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城花城大道 68 号环球都会广场 1710B 室 電話: +86-20-8559-9936 担当: 米田 (YONEDA) ka.yoneda@faircongrp.com</p>	<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話: +86-755-8252-8290 担当: 米田 (YONEDA) ka.yoneda@faircongrp.com</p>

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

www.faircongrp.com © 2025 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing, Guangzhou, Chengdu / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei Taichung / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles, Dallas / ISRAEL - Tel Aviv / NEW ZEALAND - Auckland / NETHERLANDS - Amsterdam / UK - London